

# 復旧の道陥しい台風倒木! 二次災害防止で公的整備検討

政津クラブ 代表質問

質問者 秋山幸則

会派メンバー

高橋誠、田中宣夫、森下寛明  
森西順次、山本睦夫

質問 → 新生津山市が誕生したが合併は究極の行財政改革である。町村議員と特別職の皆さん英断で二月二十七日に全員が失職されたことを私達は忘れてはならない。今後の行財政改革と組織機構はどうする考えなのか。

答弁 → 新市の効率的な行政運営を進め、事務事業や組織機構の再構築に向けて、一層の行財政改革を計画的、組織的に進めていきたい。

質問 → 台風で空前の倒木被害を受け、山林所有者の復旧意欲は低下し倒木は放置されたまま、二次灾害は必至である。

質問 → 風倒木の処理、山林の再生と機械化の援助は。



答弁 → 交付税と補助金が削減され市税の増収も見込めない。合併特例債等の有利な起債制度の活用や交付税の上乗せ措置や国県の合併交付金等で必要な事業への財源を確保していきたい。当面の合併効果を最大限活かさなければならぬ。

質問 → 雇用の創出を始め地元景気の動向に大きな影響を与える

る第四次総合計画の諸事業は地元企業へ優先発注すべきとの声が強いが。

答弁 → 公共事業が減少する中で全ての業界を取り巻く環境は厳しい状況にある。建設業は津山市の基幹産業でもあり、地場産業育成、雇用の創出、税収の見地からも物品調達業務も含めて、地元優先で発注をしていきたい。

## 百条調査権について勉強会を開催しました

去る三月二十二日(火)百条調査について市議会が勉強会を開催、講師の全国市議会議長会法制主事広瀬和彦氏から百条調査について具体的に実務に關わる講義が行われました。内容は百条調査権とは何か(地方自治法で調査権限を持ち議員が持てる最大の権限)と言った初步的なことから今日まで再開発調査特別委員会が参考人(何ら罰則が与えられない)として聽取していく調査との相違点など、権限についての認識、百条調査の及ぶ範囲や調査の限界など調査対象、調査目的について具体的な事例に基づいての解説と対処法、委員会の開催にあたっては、証人喚問、証人尋問など特に人権には配慮し、事前に十分に調査事項を絞って行うこと、そして最終的に告発にいたる場合の実務等について学びました。



(勉強会風景)

◎ 議員は病気見舞金も禁止されています。